

## 食品安全委員会（第818回会合）議事概要

日 時 : 令和3年6月1日(火) 14:00~14:30  
場 所 : 食品安全委員会大会議室  
出席者 : 佐藤委員長外5名出席  
動画配信 : 行政機関2名、一般6名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物1品目  
フェロシアン化カリウム

→厚生労働省から説明

本件について、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループで審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「BML780 MDT06-221株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「Morph TG#626株を利用して生産された $\alpha$ -グルコシダーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『BML780 MDT06-221株を利用して生産された $\alpha$ -アミラーゼ』、  
『Morph TG#626株を利用して生産された $\alpha$ -グルコシダーゼ』、『JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ』及び『JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

「『JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ』については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき審議した結果、改めて『遺伝子

組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- (3) 食品安全モニターからの随時報告について  
(令和2年4月～令和3年3月分)

→事務局から報告